

2024年10月1日

吸収分割に係る事後開示書面

(吸収分割会社:会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に定める書面)
(吸収分割承継会社:会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める書面)

東京都新宿区新宿四丁目1番6号
株式会社イノベーションホールディングス
代表取締役 原 康雄

東京都新宿区新宿四丁目1番6号
株式会社テンポイノベーション
代表取締役 近藤 裕二

株式会社イノベーションホールディングス(2024年10月1日付で株式会社テンポイノベーションから商号変更。以下「分割会社」といいます。)及び株式会社テンポイノベーション(2024年10月1日付で株式会社テンポイノベーション分割準備会社から商号変更。以下「承継会社」といいます。)は、両当事者間で締結した2024年5月17日付け吸収分割契約に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、分割会社が営む店舗転貸借事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号、同法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事項は以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2024年10月1日

2. 分割会社における次に掲げる事項

(1) 株主の差止請求に係る手続きの経過

本吸収分割において、会社法第784条の2の規定に基づき、分割会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主は存在しませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続きの経過

分割会社は、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項の規定に従い 2024 年 9 月 9 日付で、分割会社の株主に対して電子公告を行いました。株式の買取請求を行った株主は存在しませんでした。

(3) 新株予約権買取請求の手続きの経過

本吸収分割においては、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、会社法第 787 条の規定による手続きは実施していません。

(4) 債権者の異議の手続きの経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い 2024 年 7 月 19 日付官報及び電子公告において、その債権者に対し、本吸収分割に対する異議申述公告を行いました。申述期限までに異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項

(1) 株式の差止請求にかかる手続きの経過

本吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主は存在しませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続きの経過

承継会社の株主は分割会社のみであるため、反対株主は存在せず、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議の手続きの経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 7 月 19 日付の官報により、債権者に対して本吸収分割についての異議申述の公告を行いました。本吸収分割に異議を述べた債権者は存在しませんでした。なお、承継会社には、知っている債権者は存在しないため、承継会社は、知っている債権者に対する各別の催告を行っていません。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 10 月 1 日をもって、分割会社から本吸収分割契約の定めに従い、店舗転貸借事業にかかる資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割の変更登記をした日

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記の申請は、いずれも 2024 年 10 月 1 日以降速やかに行う予定です。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項
該当事項はありません

以上